

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省29-③)

施策目標		3 総合的なバリアフリー化を推進する					担当部局名	総合政策局		作成責任者名	安心生活政策課長 長井 総和	
施策目標の概要及び達成すべき目標		高齢者、障害者等を含むすべての人々が安心して生活することができるよう、一体的・総合的なバリアフリー化等を推進する。					施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	政策評価実施予定時期	平成29年8月	
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等	
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度					
15 公共施設等のバリアフリー化率等(①特定道路におけるバリアフリー化率、②全ての一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数に占める段差解消された一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数の割合、③ホームドアの整備駅数、④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率、⑤都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率((i)園路及び広場、(ii)駐車場、(iii)便所)、⑥特定路外駐車場のバリアフリー化率)	①83% ②約91% ③583駅 ④約54% ⑤	平成25年度	①81% ②- ③564駅 ④52% ⑤	①83% ②91% ③583駅 ④54% ⑤	①85% ②集計中 ③615駅 ④55% ⑤	①86% ②集計中 ③665駅 ④56% ⑤	①88% ②集計中 ③集計中 ④集計中 ⑤集計中 ⑥集計中	①100% ②約100% ③800駅 ④約60% ⑤ ⑥約70%	平成32年度	①バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(平成23年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号)に定める整備目標を踏まえ設定。 ②移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおいて原則として全て移動等円滑化を達成することを目指すこととしている(この場合、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行うこととする。)。これを踏まえ、利用者側の観点から設定したもの。 ③高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するためのホームドア(※)の整備の進捗状況を測る指標として、移動等円滑化の促進に関する基本方針等を踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定。 ④移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までの目標値(約60%)を設定している。これを踏まえ、設定したもの。 ⑤移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づいて、平成32年度までに園路及び広場約60%、駐車場約60%、便所約45%を移動等円滑化することを設定したもの。 ⑥移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに特定路外駐車場の70%を移動等円滑化することとしている。これを踏まえ、設定したもの。		
16 車両等のバリアフリー化(①鉄軌道車両のバリアフリー化率、②バス車両(適用除外認定車両を除く。)におけるノンステップバスの導入率、③適用除外認定を受けたバス車両におけるリフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率、④福祉タクシーの導入率、⑤旅客船のバリアフリー化率、⑥航空機のバリアフリー化率)	①60% ②43.9% ③3.9% ④13,978台 ⑤約29% ⑥約93%	平成25年度	①55.8% ②41.0% ③3.6% ④13,856台 ⑤24.5% ⑥89.2%	①59.8% ②43.9% ③3.9% ④13,978台 ⑤28.6% ⑥92.8%	①62.0% ②47.0% ③5.7% ④14,644台 ⑤32.2% ⑥94.6%	①65.2% ②50.1% ③5.9% ④15,026台 ⑤36.6% ⑥96.3%	①集計中 ②集計中 ③集計中 ④集計中 ⑤集計中 ⑥集計中	①約70% ②約70% ③約25% ④約28,000台 ⑤約50% ⑥100%	平成32年度	移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度末までに、鉄軌道車両については総車両数の約70%、ノンステップバスについては総車両数から適用除外認定車両を除いた数の約70%、リフト付きバス等については、適用除外認定を受けた車両の約25%、旅客船については総隻数の約50%、航空機については総機数の約90%をそれぞれ移動等円滑化すること、また、福祉タクシー車両については約28,000台を導入することを目標としていることを踏まえ、設定したもの。航空機については基本方針の目標を平成25年度末に既に達成済みのため、交通政策基本計画において設定している目標に合わせることにした。		
17 高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅の一定のバリアフリー化率	41%	平成25年	-	41%	-	-	-	61%	平成32年	高齢者が地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のバリアフリー化について、住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(75%(H37))を基に、現況値とH37の目標値との差を按分し、H32年の数値を形式的に設定したもの。		
達成手段 (開始年度)	29年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			29年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(29年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
		26年度 (百万円)	27年度 (百万円)	28年度 (百万円)								
(1) 総合的なバリアフリー社会の形成の推進(18年度)	025	37 (27)	55 (46)	55	62	平成18年12月に施行されたバリアフリー法において、バリアフリー施策のスパイラルアップ(段階的・継続的な発展)及び心のバリアフリーについては国の責務とされており、国が率先して、高齢者、障害者等の当事者の参画の下、地方公共団体・事業者・国民に対し総合的かつ戦略的に働きかけることにより、バリアフリー施策等の迅速かつ着実な展開を図るとともに、東京オリンピック・パラリンピックの円滑な開催等に向け、さらなるバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を行う。	15 16	バリアフリー教室の開催 ハード対策を支えるソフト対策としてのバリアフリー教室の参加人数				
施策の予算額・執行額		37 (27)	55 (46)	55	62	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)						
備考												